

郡山市保育施設等光熱費等高騰対応支援臨時補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、光熱費等の高騰に直面する保育施設等の安定的な事業の継続を支援するため、第3条に定める者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに關し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育施設等」とは、市内に所在する次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設
- (3) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を実施する施設
- (4) 法第39条第1項に規定する保育所
- (5) 法第59条の2第1項に規定する届出を行っている認可外保育施設（居宅訪問型を除く。）
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、保育施設等を設置及び運営する者とする。

(補助金の算定方法等)

第4条 補助金は、令和8年1月1日時点で保育施設等に入所又は在籍していた児童数（市外在住児童含む。ただし、一時預かり、一時利用及び乳児等通園支援事業の児童を除く）について、別表の入所（在籍）児童数の欄に定める区分に応じて、補助額の欄に定める額を交付する。ただし、当該保育施設等において、福島県私立学校運営費補助金（一般補助）取扱要領附則Ⅱに基づく令和7年度物価高騰対策支援を受ける者は、別表の補助額から同令和7年度物価高騰対策支援による補助額を控除した額を交付する。

(補助金の交付の対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、令和8年2月16日までに、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助額積算書兼振込口座申出書（別記様式）
- (2) 令和8年1月1日時点の入所（在籍）児童名簿

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。
- (3) 第4条ただし書きに定める者は、令和8年3月31日までに、福島県知事から交付された福島県私立学校運営費補助金（一般補助）取扱要領附則Ⅱに基づく令和7年度物価高騰対策支援による補助額が記載されている文書の写しを提出すること。

2 前項第3号に定める者が前項に定める文書を市長に提出できない場合には、市長は福島県知事に対し補助額に関する調査を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月26日から施行する。

別表

入所（在籍）児童数	補助額
19人以下	122,000
20人以上59人以下	314,000
60人以上99人以下	479,000
100人以上139人以下	644,000
140人以上179人以下	809,000
180人以上219人以下	974,000
220人以上259人以下	1,139,000
260人以上299人以下	1,304,000
300人以上	1,469,000